

部会（京都環境賞選考委員会）の設置について

1 京都環境賞

地球温暖化の防止や循環型社会の形成をはじめ、環境の保全に貢献する活動を実践している団体等を顕彰することにより、環境に関する市民の関心を高め、様々な実践活動の更なる推進を図るため、平成15年度に創設した。

京都環境賞のほか、部門別の特別賞等として、市民活動賞、企業活動賞、環境教育賞、バイオマス功労賞、環境レポート賞、奨励賞を設けている。

なお、環境活動の輪が、市民、事業者等に一層広がるよう、受賞翌年度に受賞者による事例発表会を開催している。

別 紙 平成24年度受賞者及び過去の京都環境賞受賞者一覧

2 部会（京都環境賞選考委員会）の設置

（1）部会の設置

「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」制定の趣旨を踏まえ、京都環境賞受賞者の選考過程の位置づけを整理することとし、候補者選考のための委員会を、京都市環境審議会規則第3条に基づき、京都市環境審議会の部会（京都環境賞選考委員会（以下「選考委員会」という））として設置する。

（2）選考方法等

自薦又は他薦による応募者について、部会（選考委員会）で受賞候補者の選考を行う。

本部会の選考した候補者をもって審議会の審議結果とし、当該候補者を参考に、市長が受賞者を決定する。

<参考> 選考基準

京都市を主たる活動の場とする個人または団体であり、以下のような活動を積極的に行い、その活動が顕著で他の模範となっている者

- 先進的かつ斬新であること
- 将来性及び発展性が期待できること
- 環境保全に関する活動が積極的に行われ、かつ、具体的な成果が認められること
- 環境保全に関する活動意識の普及や啓発に効果が認められること

(3) 委員構成（案）

ア 京都市環境審議会規則第3条2項に基づき、会長が指名する委員

氏 名	役 職 名 等
あきおか みえ 浅岡 美恵	特定非営利活動法人 気候ネットワーク 代表
やまうち ひろし 山内 寛	京都市保健協議会連合会 会長

（敬称略，五十音順）

イ 京都市環境審議会規則第3条2項に基づき、市長が委嘱する委員

氏 名	役 職 名 等
くろだ せいぎ 黒田 清喜	株式会社 京都新聞社 執行役員 編集本部長 主筆
しんき ともお 新喜 富雄	財団法人 京都市環境事業協会 京エコロジーセンター 次長
つかもと みのる 塚本 稔	京都市副市長
つむら あきお 津村 昭夫	特定非営利活動法人 K E S 環境機構 専務理事
ひらばやし さちこ 平林 幸子	京都中央信用金庫 専務理事
やまだ くにひろ 山田 國廣	京都精華大学 教授

（敬称略，五十音順）

3 今後のスケジュール

- | | |
|--------|--|
| 1月中旬以降 | 部会委員の委嘱又は任命 |
| 2月 | 部会（京都環境賞選考委員会）開催
表彰者の決定
選考結果広報発表 |
| 3月 | 受賞者表彰式 |

4 参考（京都市環境審議会規則）

（部会）

第3条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 会長が指名する委員
- (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。